

令和元（西暦 2019）年 9 月 19 日

東京都知事 小池 百合子 殿

審決申請人 白川 愛

住所 東京都目黒区目黒二丁目 1 1 番 3 号 1 F

電話番号 (080)-7505-0905

### 行政機関の処分に対する審決申請書

私は、下記の行政機関による処分により、正当な権利を侵害されましたので、地方自治法（以下、「法」という。）第二百五十五条の四の規定に基づいて、貴職に対し、当該処分の是正のため、審決の申請をいたします。

#### 記

##### 一 審決申請人

氏名 白川 愛

年齢 満 45 年

住所 東京都目黒区目黒二丁目 1 1 番 3 号 1 F

##### 二 審決の申請に係る処分

令和元年 8 月 29 日、目黒区議会（以下、「議会」という。）議長 宮澤宏行（以下、「議長」という。）が、同区議会議会運営委員、議会事務局長らと意を通じた、審決申請人に対する議会運営検討会（以下、「検討会」という。）傍聴不許可処分

##### 三 審決の申請に係る処分があったことを知った年月日

令和元年 8 月 29 日

##### 四 審決の申請の趣旨及びその理由

###### 1 趣旨

議長が行った審決申請人に対する検討会傍聴不許可処分（以下、「当該処分」という。）の取消しを求める。

## 2 理由

### (1) 事実経過

審決申請人 白川愛（以下、「申請人」という。）は、東京都目黒区議会議員の地位にある者である。

申請人は、本年8月29日付けで四号証に示す「議会運営事項検討会 傍聴申込書」を提出し、同日開催の検討会の開催を申し込んだ。

議長は、区議会事務局職員を通じて申請人に口頭で、検討会の傍聴を認めない旨を理由を示さず伝達した。

申請人が傍聴できないまま、検討会は開催され、申請人は傍聴の機会を失った。

さらに、申請人は、本年9月5日付けで五号証に示す「議会運営事項検討会 傍聴申込書」を提出し、同日開催の検討会の開催を申し込んだ。

議長は、区議会事務局職員を通じて申請人に口頭で、検討会の傍聴を認めない旨を理由を示さず伝達した。

申請人が傍聴できないまま、検討会は開催され、申請人はまたしても傍聴の機会を失った。

### (2) 審決申請の理由

上述の経緯をもって、申請人に対し、違法な権利侵害があったことから、貴職により審決を求める。詳細の理由は、以下のア～ウの通りである。

ア 議員固有の権利の侵害である。

区議会議員は、地方自治法に基づき、議会で発言する権利を有し、それを行使する職責を負っている。当然、この権利を行使するためには、議事に参加することに加え、議事を傍聴することが保障されなければならない。

ところが、これを怠り、申請人の権利を侵害した。

イ 議長の判断は中立性・公平性を欠いている。

議長は、全議員を平等に扱うべきものであって、特定の議員のみの傍聴を拒む判断をした当該処分は、議会運営の中立性・公平性を侵すものであり、権限の濫用である。

ウ 会議を傍聴させないで秘密とすることによってしか守られない利益はなく、当該処分は違法・不当である。

検討会の議事内容は、議会運営委員会に報告され、全議員に周知されるべきものである。また、検討会の運営には公金が支弁されている。申請人は、三号証及び七号証により議長らにこの点を正しているが、六号証及び八号証の回答によってしても、議長らはこの点を何ら説明しないまま、申請人の傍聴を拒否した。

また、検討会の内容が目黒区議会の運営全体に影響するのであれば、全議員に周知されるのは当然のことであり、いずれ公知性が生じるものである。

申請人が傍聴することにより害される利益も、秘匿による利益も、何ら議長らは説明していない。

よって、傍聴をさせる必要はないとの判断は明白な違法である。

## エ 小括

以上の理由により、議長らによる当該処分を取り消し、違法な権利侵害の是正を求めて、法第二百五十五条の四の規定にもとづき、小池百合子知事に対して審決を申請するものである。

貴職が3年前、「都民が決める。都民と進める。」及び「ふるい議会を新しく。」を掲げて、都知事選挙に当選したことは、忘れられるものではない。都民である目黒区民の代表の区議会議員である申請人は、目黒区議会の「ふるい議会」風土の中で、区民からの付託に応えるため、議員としての職責を敢然と果たすべく行動したところ、上述のように違法にも検討会を傍聴する機会を二度も失い、職責遂行のために不可欠な「知る権利」を奪われてしまった。知事の権能において、当該処分の違法性を確認するとともに指弾し、是正と救済を求めるものである。

## 五 処分した行政機関の教示の有無及びその内容

処分庁からの教示は無かった。

## 六 審決申請の年月日

令和元年9月19日

## 七 審査請求等を行わずに審決申請を行う理由

原処分につき処分庁は申請人に対して異議の申出、審査請求、審査の申立てについての教示を行わず審査請求等をする機会が失われたため。

## 八 意見陳述の申立て等

申請人は、当事者としての意見陳述をさせていただきたく、行政不服審査法第三十一条第一項の規定により、口頭での陳述を申し立てる。

また、必要に応じ、又は、貴職の求めにより、意見書の提出、証拠の提出を別途補充して行うものとする。

## 九 自治紛争処理委員による審理の要求

申請人は、地方自治法第二百五十五条の五の規定に基づき、貴職におかれて、地方自治

法第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、本審決申請を審理させることを要求する。

十 添付証拠

- 一号証 本年8月29日付け議会運営委員会資料「議会運営検討会の運営等について」の写し（目黒区議会事務局作成）
- 二号証 本年8月22日付け議会運営委員会資料（目議第1140号・令和元年8月8日）の写し（目黒区議会事務局作成）
- 三号証 本年8月22日付け「直接質問状」の写し（申請人作成）
- 四号証 本年8月29日付け「議会運営事項検討会 傍聴申込書」の写し（申請人作成）
- 五号証 本年9月5日付け「議会運営事項検討会 傍聴申込書」の写し（申請人作成）
- 六号証 本年9月5日付け「直接質問状に対する回答について」（目議第1140号の2）の写し（議長作成）
- 七号証 本年9月5日付け「公開質問状」の写し（申請人作成）
- 八号証 本年9月10日付け「公開質問状に対する回答について」（目議第1140号の3）の写し（議長作成）

以上